

内灘町

いじめ防止基本方針 概要



【いじめの定義】

本人が心身の苦痛を感じる行為。叩く等の暴力だけでなく、無視、SNSトラブル、仲間外れもすべていじめです。



1. みんなで見守る（未然防止）



学校の取り組み

一人一人を大切に「子供主体の授業づくり」と全教職員による組織的見守りを徹底します。



子供の心の醸成

子供たちの豊かな感情、思考力・判断力、社会性等を、学校教育全般や家庭生活で養います。



保護者・地域の皆様

表情や体調の変化、ネットの書き込み等、子供のSOSは迷わず学校や行政へお知らせください。



2. いじめが起こった時の対応（事案措置）



1

報告



2

事実確認



3

徹底ケア



4

解消の判定

いじめを積極的に認知します。
校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設し
特定の教職員での抱え込みを防止します。

被害者の安全を確保し
複数で事実を確かめます。
犯罪性の高いものは警察等と連携します。

被害児童生徒を組織で徹底して守ります。
加害児童生徒には毅然とした指導を行うと共に
人間関係を豊かにする指導を根気よく継続して行います。

3ヶ月以上の経過を見守り
被害児童生徒や保護者、学校で再発がないかを確認します。



相談・連絡先一覧

※秘密は厳守されます



各小中学校 または 内灘町教育委員会
076-286-6717



いじめ110番（石川県警）
0120-61-7867

無料



24時間子供SOS
0120-0-78310

無料



法務局 子どもの人権110番
0120-007-110

無料

（なやみおう）

詳しくは各学校HP「いじめ防止基本方針」をご覧ください

